

第2回 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

平成24年9月26日（水）10時～12時

2 場所

市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 出席者

（委員）

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：山崎菊雄、高田政廣、安田勇
- ・公募による市民：稲田義宏、栃木達三、中川雄二
- ・市職員：良豊博、坂田さゆり、荒木和美

※ 敬称略

（事務局）

荻野次長、阪口課長、幸西係長、山元、丹野

4 次第

- (1) 検証の進め方等
- (2) 条例の検証

5 会議内容

- (1) 検証の進め方等

① 会議の傍聴及び会議要旨について

<委員の主な意見>

【会議の傍聴】

- ・「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」の中に、傍聴を「許可」する規定がない。
- ・市議会の本会議は公開としており、傍聴の「許可」の手続きをとっていない。しかし、委員会は、原則公開となっていないため、委員長の「許可」

を得た上で、傍聴が許されている。本検証委員会は元々公開としているから、傍聴許可の手続は必要ないと考える。

【会議要旨】

- ・ 会議要旨については、次回会議を開催する前までに、各委員に配布すべきである。
- ・ 会議要旨は、市民に分かりやすく、委員にも納得できるよう、最終の報告書にどう表現していくのかをイメージしておく必要がある。一度委員長と副委員長で検討していただきたい。
- ・ 実質的な議論の回数を考慮すると、条例の実質的な議論を優先し、会議要旨の確認に時間を要する必要はないと考える。

＜確認した事項＞

【会議の傍聴】

- ・ 本検証委員会は公開としていることから、傍聴の許可は不要とする。

【会議要旨】

- ・ 会議要旨を最終どういう形でいかしていくかについては、委員長、副委員長、事務局で調整する。
- ・ 本検証委員会の会議において、会議要旨の確認はしない。

② 職員の意識及び市民の要望・意見について

＜委員の主な意見＞

【職員の意識】

- ・ 条例の制定・改正の際には、みんなのまち基本条例が最上位の条例であることを意識して取り組んでいる。また、施策を推進する際にも、市民との協働を常に念頭に置きながら、施策のフレームの決定やその取組から、本条例の意識は、職員に行き渡っていると感じている。
- ・ 最近の傾向として、地域の行事等に職員が積極的に参加していると感じている。
- ・ 人事評価において、協働時代を担える職員像を掲げている。それは、地域の催しに参加するだけにとどまらず、「気持ちの中で市民に寄り添え

る職員像」を目指している。目指す像として掲げているため、職員の意識にも協働を担っていく意識が芽生えてきていると感じている。

- ・ みんなのまち基本条例が浸透してきたと考えるよりも、社会ニーズの変化、市民ニーズの変化に応じて、職員の意識が変わってきたのではないか。

【市民の要望・意見】

- ・ 市民の要望・意見に「送ったメールの返事がない」ことがあるようだが、市民としては、自分の期待した回答が返ってこないことが、市への苦情につながると考える。様々な意見・要望等があると思うが、市として適切な対応をお願いしたい。

＜確認した事項＞

- ・ 「送ったメールの返事がない」という市民の要望・意見に対して、市がどう対応し、応答責任を果たしているのか次回までに確認する。

③ 検証の進め方について

＜委員の主な意見＞

- ・ 検証の進め方として、個々の事象にとらわれず、条例そのものの見直しが必要かどうかを絞って検証していかないと時間がなくなる。
- ・ 制定当時の思いを念頭に置きながら、どうしても変えざるを得ない部分について、意見を交わしてはどうか。
- ・ 本条例は、行政だけの条例ではなく、本市を構成するあらゆる機関、住民等に関わる重要な条例である。この点について委員全員の共通認識として確認しておく。
- ・ 「市民」、「議会」、「行政」のそれぞれがみんなのまちをつくっていく役割や責務を明確にしようという趣旨を大事にして検証していく。
- ・ 本条例が優れている点として、条例の構成上、まず「協働」があって、「市民」、「議会」、最後に「行政」となっており、「議会」や「行政」よりもまず「市民」を位置付けていることから、行政が優位と必ずしもなっていない点は理解しておく必要がある。

<確認した事項>

- ・ 本条例は、本市の最上位の理念条例であることを念頭に、検証していく。
- ・ 検証の視点として、行政内部で検証された3つの視点、「社会情勢に適合しているか」、「形骸化していないか」、「本市にふさわしいものであり続けているか」に「基本条例として、ふさわしい規定となっているか」を加えた4つの視点を基本に検証していく。
- ・ 上記を基本的な視点として、「市民」、「議会」、「行政」のそれぞれの立場から、本条例を検証していく。

～その他、個々の条文に関する意見～

- ・ 第26条では、「この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い」と記載されているが、本条例は最上位の条例であることから、簡単に変更するものではないのではないか。大きな社会情勢の変化等があれば、5年に限らず10年でも良いと考える。
- ・ 実効性の確保の観点から、「5年」が明記されていることで、基本条例としてふさわしいものかを検証する機会が確保され、市民、議会、行政の本条例に基づく様々な施策や取組についても、検証する機会につながるのではないか。
- ・ 検証の進め方について、逐条ごとに検証すると決定していたが、今は第26条のところが必要であるから先に議論しているのか、一度整理を願いたい。

(2) 条例の検証

① 前文

<委員の主な意見>

【第1段落 市の特徴（文化、歴史等）】

条文を変更した方がよい

- ・ 「豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまち」とあるが、ほとんど緑がなく、水も汚い。その現実を前に、最上位の条例の前文で「豊かな水と緑」と表記するのは気恥ずかしいと感じる。
- ・ 「石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が

息づいています。」とあるが、これらの文化財等は市制施行 60 周年を迎えても、市民の認知度が低い印象を持っている。

現状のままでよい

- ・ 第 4 段落「豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、」とあるが、この文章だけでは前文の内容が乏しくなる。第 1 段落で具体的な寝屋川市の文化風土に触れているからこそ、この文章に説得力が出てくる。
- ・ 「茨田堤」や「鉢かづき姫」は全国に誇る寝屋川市の文化財であり、市民はもっと自信を持つべきである。鉢かづき姫の話で一冊独立した本がある市は、全国でも珍しいことから、もっとアピールすべきである。
- ・ 鉢かづき姫は寝屋川市のキャラクターマークとなっており、本市のブランド戦略においても重要な位置付けである。この文言を修正すると、現在の本市のブランド戦略においても少なからず影響が出てくるのではないか。

【第 3 段落 社会環境の変化】

追加した方がよい

- ・ 例示的に社会問題として「都市化」と「人口減少」を挙げている。近年震災や豪雨による水害等から市民の命や財産を守ることが市の最重要課題となってきているため、「防災・防犯」、「生命と財産を守る」といった文言を追加してはどうか。

【第 3 段落 地域主権改革等】

現状のままでよい

- ・ 「検証結果<報告>」にある「検証内容 1」の「地域主権改革の文言を追加してはどうか」について、行政内部から見ると通じるものかもしれないが、市民が見たときに理解しにくいのではないか。
- ・ 「地域主権」については、地域の自主性、独自性をいかに推進、強化していくかという部分において、「協創」の中に含まれるのではないか。

【第 4 段落 「協創」】

条文を変更した方がよい

- ・ 「協創」について、第 2 条（定義）の中に定義してはどうか。

- ・ 「協創」という造語を、条例上で定義して良いのか。そもそも最上位の条例の格式高い前文に造語を用いてよいのか。
- ・ 最近言葉の短縮や造語など用いられる機会が増えていると感じるが、言葉は使用したら責任が生まれることから、できるだけシンプルで分かりやすく、説明のいらぬものにすべきと考える。
- ・ 条例には辞書に掲載されていない文言を使うべきではないと考える。制定当時の委員の皆さんの熱意は十分に感じられるが、本市の最上位の条例の前文に、解説が必要な語句を掲載するのはいかがなものか。最上位の条例であるから、気高き良き条例にできればと考えている。
- ・ 「協創」が5年間で定着していなかったとすれば、もう少し分かりやすくする等検討の余地はあると思う。

現状のままでよい

- ・ 条例制定当初、前文に「協創」という語句を用いた当時の委員の「熱い思い」があるのではないか。その「熱い思い」のある語句を簡単に削るのではなく、いかせる方向を検討すべきではないか。
- ・ 「協創」について、前委員会で時間をかけて議論した結果、前文に掲載されたことから、その当時の委員の心意気をそのまま残すべきではないか。
- ・ 「協創」は市長の市政運営方針の中でも使用され、施策も展開されていることから、前文での掲載は、寝屋川市の独自性として尊重しても良いのではないか。

～条例制定時の考え方～

- ・ 今から6、7年前、条例制定時の市民委員には、「協働」という語句に強い思いがあった。協働を通じて、どういうまちづくりを進めていくかを議論しているときに、単に「協働する」、「一緒に汗を流す」ことだけでなく、「協働し、ともにこれからみんなのまちをつくっていく」という思いから作られた言葉が「協創」であった。造語のため、「 」付で表記した。
- ・ 制定時の市民検討委員会において、「協創」という造語は、言葉の定義が困難であり、条例本文に掲載することが難しいことから、あえて前文

に掲載した。前文は本条例の趣旨、制定の考え方をいかに多くの人に共感いただき、広めていけるかを考えて作成した。

＜確認した事項＞

【第1段落 市の特徴（文化、歴史等）】

- ・ 「豊かな水と緑」、「石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等」については、内容の検討が必要ではないか、という意見があったが、現時点では現状のままとする。

【第3段落 社会環境の変化】

- ・ 例示的に社会問題として「都市化」と「人口減少」を挙げているが、近年震災や豪雨による水害等から市民の命や財産を守ることが市の最重要課題となってきたため、「防災・防犯」、「命と財産」に関わる事項を記載する必要がある。

【第3段落 地域主権改革等】

- ・ 行政による検証結果報告では、「地域主権改革」という文言を入れる、という意見であったが、地域の自主性、独自性を強化するという趣旨は、現在の前文の内容で解釈できると考えるため、本検証委員会では「地域主権改革」は入れない。
- ・ 行政による検証結果報告では、「地域内分権」という語句を入れない、という意見であり、本検証委員会としても同様に「地域内分権」は入れない。

【第4段落 「協創」】

- ・ 「協創」という造語については、条例制定当時の市民検討委員会の「熱い思い」があり、その心意気をそのまま残すべきと考えるため、現状のままとする。